

衆議院国家安全保障に関する特別委員会ニュース

平成 25.11. 8 第 185 回国会第 9 号

11 月 8 日（金）、第 9 回の委員会が開かれました。

1 特定秘密の保護に関する法律案（内閣提出第 9 号）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（枝野幸男君外 2 名提出、衆法第 1 号）

- ・両案について、森国務大臣、加藤内閣官房副長官、岡田内閣府副大臣及び政府参考人並びに提出者枝野幸男君（民主）及び後藤祐一君（民主）に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

町 村 信 孝君（自民）

- ・本法律案が成立した場合であっても、海外で情報収集する専門的な機関の創設や人材育成及びインテリジェンス・コミュニティの運用等、依然我が国の情報収集体制には課題があると考え、加藤内閣官房副長官の見解を伺いたい。
- ・一部報道では本法律案の規定に対する特定秘密の範囲が広範かつ不明確であり、また、行政によりその指定が恣意的になされると報じられているが、本法律案では国家公務員法上の秘密の中から別表で列挙されている事項を特定秘密として指定されることからその範囲は限定的になると認識しているが森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・適性評価の実施の際、プライバシーの侵害が発生するのではないかと懸念されているがどうか政府の見解を伺いたい。
- ・本法律案では特定秘密の漏えいした場合、10 年以下の懲役刑としているが、その妥当性について政府の見解を伺いたい。

大 口 善 徳君（公明）

- ・現在、我が国は、国家公務員法上の「職務上知りえた秘密」や自衛隊法上の「防衛秘密」、また、カウンターインテリジェンス機能の強化に関する方針等に基づき情報の保全を実施しているが、あらためて本法律案の必要性について森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・情報公開法等改正案（民主党提出）において情報公開訴訟の際に導入を予定している、いわゆる「インカメラ審理」では、行政側が特定秘密の提供を「国の重大な利益を害する」として、その提供の同意を拒否した場合には、同審理が行われないとの認識の当否について改正案提出者の見解を伺いたい。
- ・公益上の必要により政府が国会に特定秘密の提供をする場合、本法律案では、他の機関に提供する際の要件より

も厳しい要件を求めている理由について森国務大臣の見解を伺いたい。

岩 屋 毅君（自民）

- ・本法律案が国家安全保障会議に集約される情報の漏えいを防止する目的であることについて森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・特定秘密は基本的に 30 年で原則公開されると考えて良いのか政府の見解を伺いたい。
- ・特定秘密の立法府への提供について、政府は立法府側にどのような守秘のための仕組みを期待しているのか森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・本法律案と情報公開法等改正案（民主党提出）はセットでなければならないのか改正案提出者の見解を伺いたい。
- ・情報公開法等改正案（民主党提出）が成立した場合、情報公開請求訴訟が濫訴される可能性はないのか改正案提出者の見解を伺いたい。
- ・情報公開法等改正案（民主党提出）が成立しても、行政機関は特定秘密の開示に同意しないと想定される中、同改正案を提出する理由を改正案提出者に伺いたい。

橋 本 岳君（自民）

- ・憲法に規定されていない「知る権利」を本法律案に明記する重要性について森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・周辺事態やいわゆる「グレーゾーン事態」が発生した場合、自衛隊の行動等に関する情報を特定秘密に指定する者は誰になるのか政府の見解を伺いたい。
- ・上記のような事態の中で、自衛隊が収集する現地情勢や現地の自衛隊の部隊の状況・装備等は特定秘密となるのか政府の見解を伺いたい。
- ・本法律案によって特定秘密が包括的に指定されるものではないことを森国務大臣に確認したい。

本ニュースは、速報性を重視した概要版として事務局において作成しているものです。
詳細な内容については会議録を御参照ください。